

庄内町まち・ひと・しごと創生有識者会議設置要綱

(設置)

第1条 まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条第1項に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）の策定及び推進に当たり広く有識者からの意見を聴取するため、庄内町協議会等の設置等に関する要綱（平成18年庄内町訓令第5号）に基づき、庄内町まち・ひと・しごと創生有識者会議（以下「有識者会議」という。）を置く。

(期間)

第2条 有識者会議の設置期間は、設置の日から平成28年3月31日までとする。

(職務)

第3条 有識者会議の職務は、次のとおりとする。

- (1) 総合戦略の策定に関すること。
- (2) 人口ビジョンの策定に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認めること。

(組織)

第4条 有識者会議は、座長及び委員をもって組織する。

2 座長は、副町長をもって充てる。

3 委員は、24人以内とし、次に掲げる分野の関係者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 産業
- (2) 行政
- (3) 教育
- (4) 金融
- (5) 労働団体
- (6) 報道
- (7) 前各号に掲げるもののほか、町長が適当と認める分野

4 座長は、有識者会議の会務を総理し、会議の議長となる。

5 座長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 有識者会議の会議（以下「会議」という。）は、座長が招集する。

2 座長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴取することができる。

(費用弁償)

第6条 委員が会議に出席した場合は、予算の定めるところにより費用弁償を支給するものとする。

(庶務)

第7条 有識者会議の庶務は、情報発信課で処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、有識者会議の運営に関し必要な事項は、町長が別

に定める。

附 則

この要綱は、平成 27 年 5 月 18 日から施行する。